

香春町水道事業 検討委員会資料

第2回

令和8年9月1日
香春町住宅水道課



1

目次

1 水道料金算定の考え方

2 総括原価及び資産維持率

3 料金体系及び基本料金率

4 総括

2

1

水道料金算定の考え方

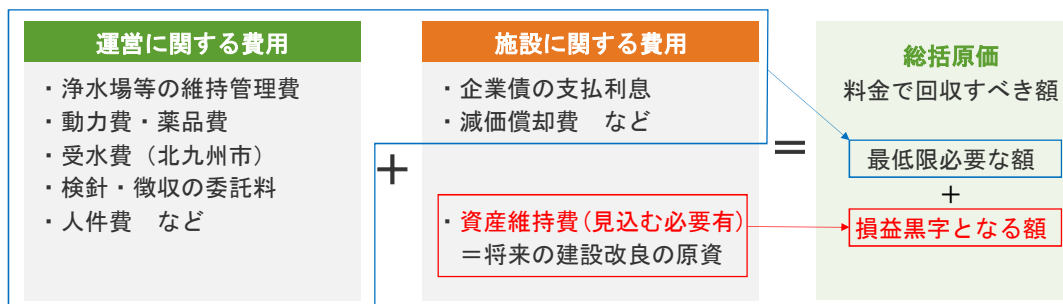
- 1-1 料金算定の大きな流れ
- 1-2 口径別料金と用途別料金
- 1-3 基本水量と基本料金

3

1 水道料金算定の考え方

1-1 料金算定の大きな流れ ①総括原価（営業費用＋資本費用）

総括原価とは、算定期間（令和9～13年度の5年間）に水道料金で回収すべき費用の総額です。「営業費用」と「資本費用」を合計して算定します。



【資産維持費とは】

施設・管路の更新など再投資（建設改良）の原資として料金に算入する費用であり、**原則は見込むこと**とされています。

4

1 水道料金算定の考え方

1-1 料金算定の大きな流れ ②原価の分解と基本料金・従量料金への配分

総括原価は、基本料金と従量料金に配分します。



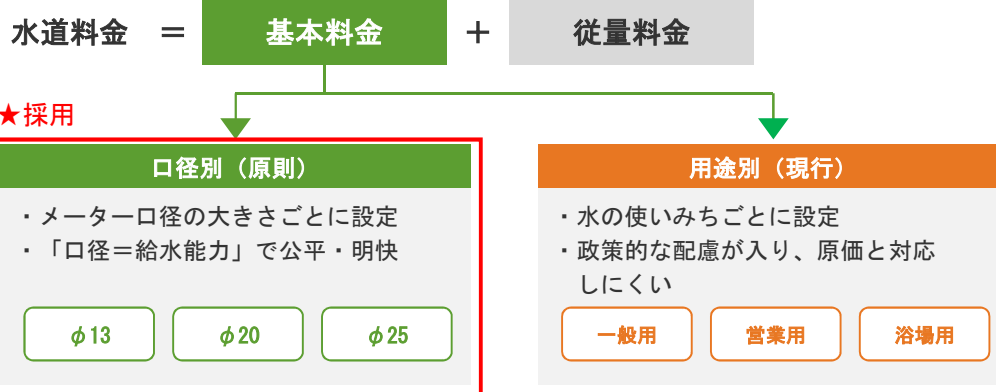
水を使わなくてもかかる費用は基本料金で、水を使うほどかかる費用は従量料金で回収します。基本料金が高くなりすぎないように、施設の維持にかかる費用の一部は従量料金にも配分します。

5

1 水道料金算定の考え方

1-2 口径別料金と用途別料金

水道料金は「基本料金+従量料金」です。基本料金の決め方には2つの考え方があります。



【香春町の現状】

現行料金は「用途別」（一般用・営業用・浴場用・団体用・一時用）です。
本資料は、「**口径別**」に移行した場合の原価に基づき算定した改定案です。

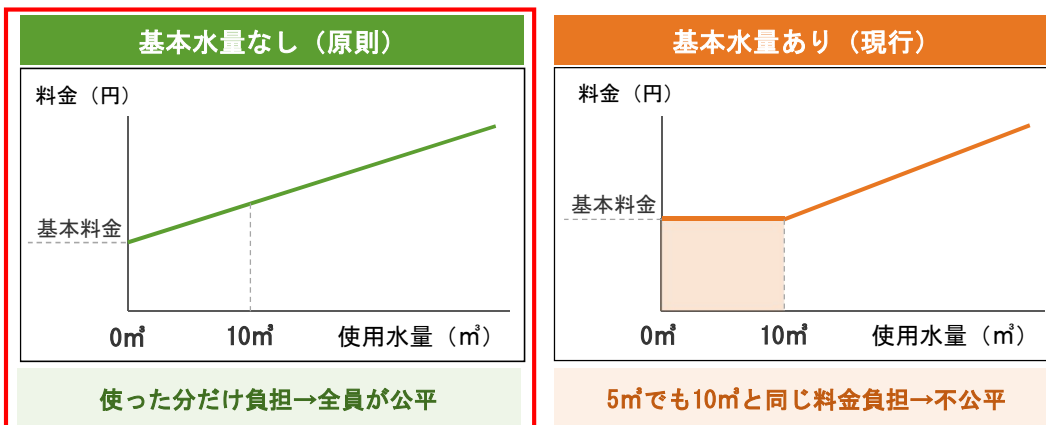
6

1 水道料金算定の考え方

1-3 基本水量と基本料金

基本水量とは、基本料金の範囲内で使える水量です。現行では10m³を付与しています。

★採用



基本水量を廃止し「使った分だけ負担する」料金とすることで、少量使用世帯の負担感の緩和と負担の公平性の確保につながります。

7

2

総括原価及び資産維持率

- 2-1 料金改定案の一覧
- 2-2 改定料金（案）の提示
- 2-3 将来の財政収支
- 2-4 改定料金（案）の評価

8

2 総括原価及び資産維持率

2-1 料金改定案の一覧

料金算定期間である5年間（令和9年～令和13年度）の資産維持率別の総括原価を下記のとおり設定しました。

総括原価 = 最低限必要な額 + 資産維持費（見込む必要有）

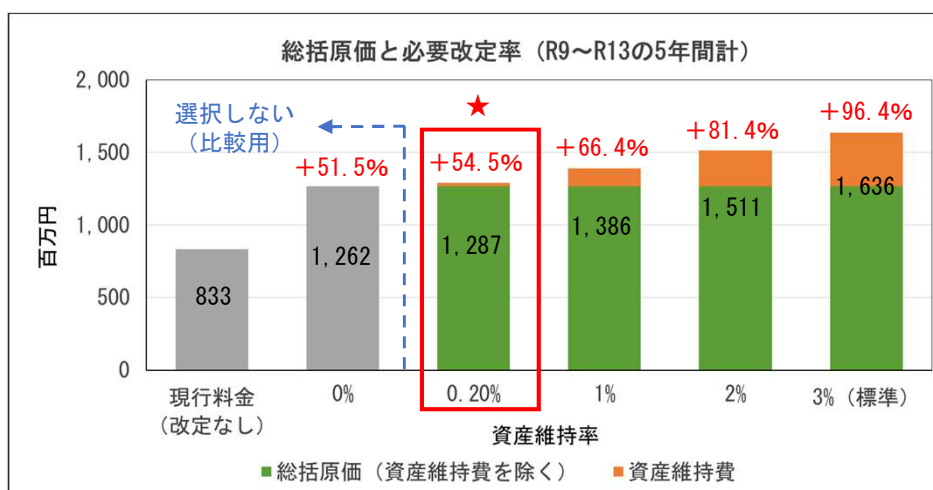
	案	資産維持率	総括原価（税抜き） （百万円）	改定率
	現行	—	833	±0%
最低限必要な額	0案	0%	1,262	+51.5%
	★ 0.2案	0.2%	1,287	+54.5%
	1案	1%	1,386	+66.4%
	2案	2%	1,511	+81.4%
	3案	3%（標準）	1,636	+96.4%

※資産維持率を0.2%以上見込んだ場合、料金算定期間の損益は黒字になります。

9

2 総括原価及び資産維持率

2-2 改定料金（案）の提示

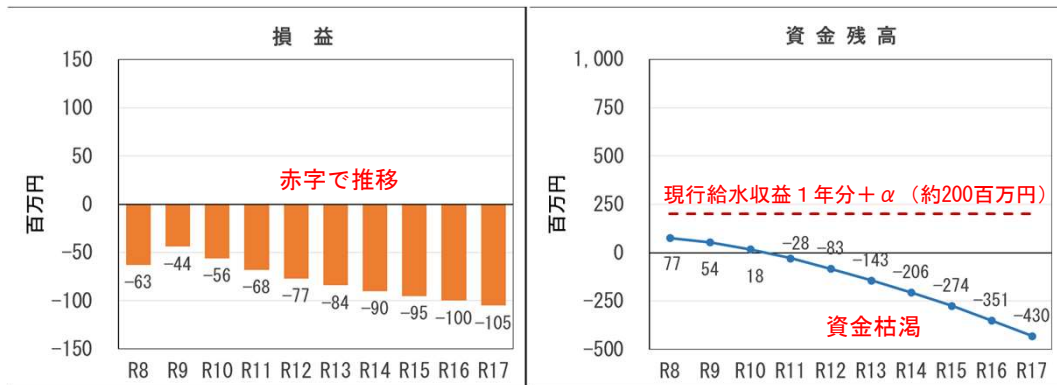


資産維持費は最低限見込む必要があることから、+54.5%の改定が必要となる見込みです。

10

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（現行の場合）



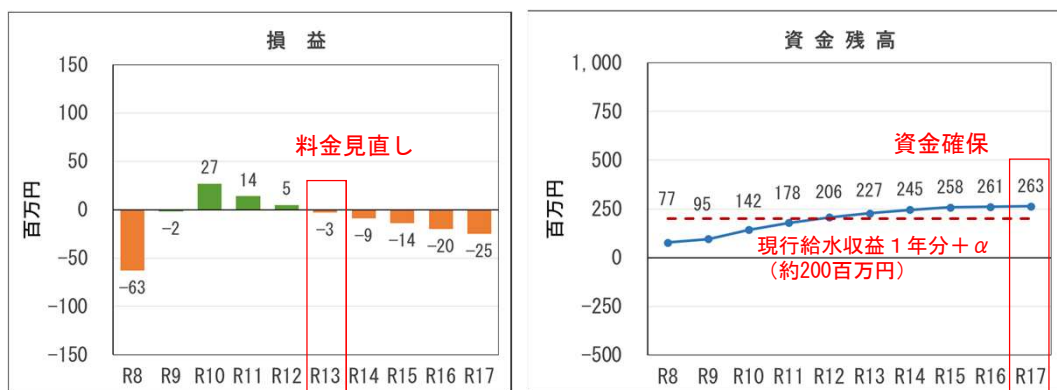
損益：赤字が続く見込みです。
 資金残高：令和11年度に資金が枯渇します。
 総括：損益、資金確保の両面から現行料金を維持することは望ましくありません。

11

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（0案の場合）

※令和9年10月に料金改定した場合の試算



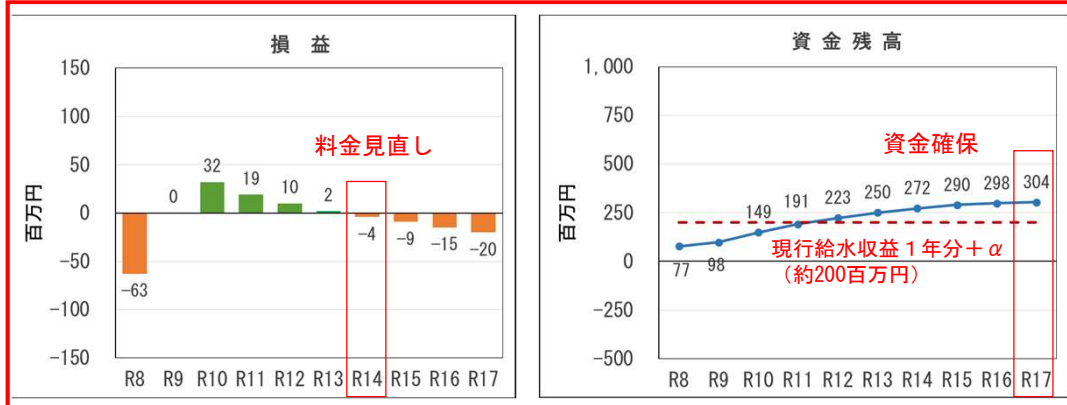
損益：令和13年度以降は赤字となる見込みです。
 資金残高：令和12年度以降は現行給水収益の1年以上の資金確保が可能です。
 総括：資金確保できますが、令和13年度以降は損益が赤字になるため料金見直しが必要です。

12

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（0.2案の場合）

※令和9年10月に料金改定した場合の試算



損益：令和14年度以降は赤字となる見込みです。

資金残高：令和12年度以降は現行給水収益の1年以上の資金確保が可能です。

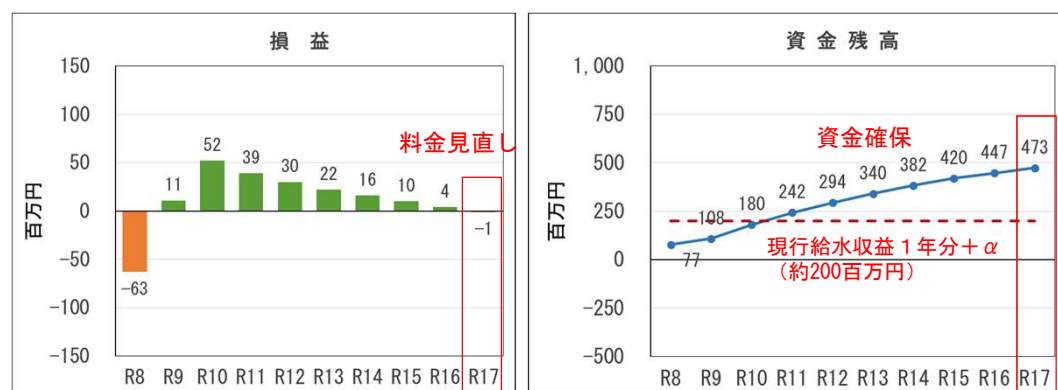
総括：資金確保できますが、令和14年度以降は損益が赤字になるため料金見直しが必要です。

13

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（1案の場合）

※令和9年10月に料金改定した場合の試算



損益：令和17年度に赤字となる見込みです。

資金残高：令和11年度以降は現行給水収益の1年以上の資金確保が可能です。

総括：令和17年度に損益赤字となるため料金見直しが必要です。

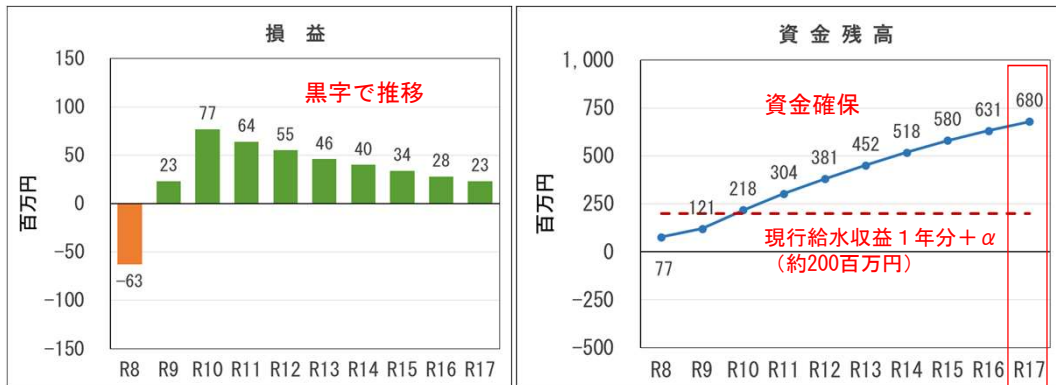
令和17年度の資金残高は給水収益の約2.4年分です。

14

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（2案の場合）

※令和9年10月に料金改定した場合の試算



損益：黒字を維持できる見込みです。

資金残高：料金改定後すぐに現行給水収益の1年以上の資金確保が可能です。

総括：損益、資金は十分確保可能です。

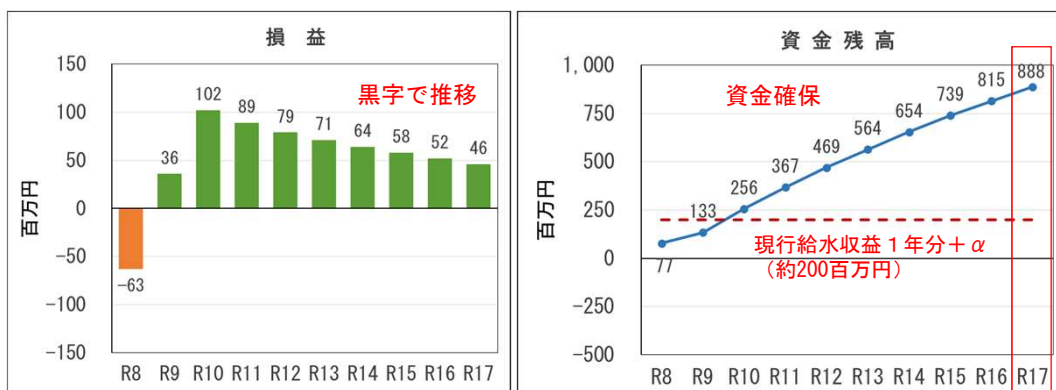
令和17年度の資金残高は給水収益の約3.4年分となり、やや過大となります。

15

2 総括原価及び資産維持率

2-3 将来の財政収支（3案の場合）

※令和9年10月に料金改定した場合の試算



損益：黒字を維持できる見込みです。

資金残高：料金改定後すぐに現行給水収益の1年以上の資金確保が可能です。

総括：損益、資金は十分確保可能です。

令和17年度の資金残高は給水収益の約4.4年分となり、過大となります。

16

2 総括原価及び資産維持率

2-4 改定料金（案）の評価

最低限度の値上げ（資産維持率0.2%）で十分な資金残高（1.5年分）を確保可能

案	資産維持率	改定率	損益	資金残高 R17時点	総括
現行	—	±0%	× (赤字)	× (枯渇)	×
0案	0%	+51.5%	△ (R13赤字)	◎ (1.3年分)	○ (R13料金見直し)
★ 0.2案	0.2%	+54.5%	○ (R14赤字)	◎ (1.5年分)	○ (R14料金見直し)
1案	1%	+66.4%	○ (R17赤字)	◎ (2.4年分)	○ (R17料金見直し)
2案	2%	+81.4%	◎ (黒字)	◎ (3.4年分)	△ (資金やや過大)
3案	3% (標準)	+96.4%	◎ (黒字)	◎ (4.4年分)	△ (資金過大)

17

3

料金体系及び基本料金率

3-1 改定料金（案）の体系

3-2 田川市郡との料金比較

3-3 料金水準の抑制に向けた提案

18

3 料金体系及び基本料金率

3-1 改定料金（案）の体系

※基本料金率は総括原価に占める基本料金の割合

総括原価は資産維持率0.2%の1,287百万円を採用し、基本料金率39%で配分した料金体系を示します。これを素案とします。基本料金率39%は令和7年度の実績。

素案の料金体系	
口径	基本料金（円／月）
13mm	1,730
20mm	4,150
25mm	6,560
30mm	9,680
40mm	17,920
50mm	29,560
75mm	69,010
100mm	124,560
従量料金（超過料金） 200円／ m^3 （一律）	

総括原価（令和9～13年度） 1,287百万円	
↓	
基本料金で回収：502百万円（39%）	
従量料金で回収：785百万円（61%）	

- 基本水量：なし（使った分だけ負担）
- 料金体系：口径別（メーター口径ごと）
- 改定率：+54.5%

1ヶ月使用料金（口径13mm・税抜き）： $20\text{m}^3=5,730\text{円}$ / $5\text{m}^3=2,730\text{円}$
 資産維持率0.2%・基本料金率39%の料金体系を、周辺自治体と比較します。

19

3 料金体系及び基本料金率

3-1 改定料金（案）の体系

素案（資産維持率0.2%）、基本料金率39%における1ヶ月の水道料金（口径13mm・税抜き）は、次のとおりです。

素案の 20m^3 、 5m^3 の料金

使用水量	現行料金	改定料金（0.2案）	増減額	増減率
1ヶ月 20m^3	4,016円	5,730円	+1,714円	+42.7%
1ヶ月 5m^3 （共用・特定）	746円	2,730円	+1,984円	+266.0%
1ヶ月 5m^3 （一般用A）	1,316円	2,730円	+1,414円	+107.4%

周辺自治体と比較する

【改定料金（0.2案）の内訳】

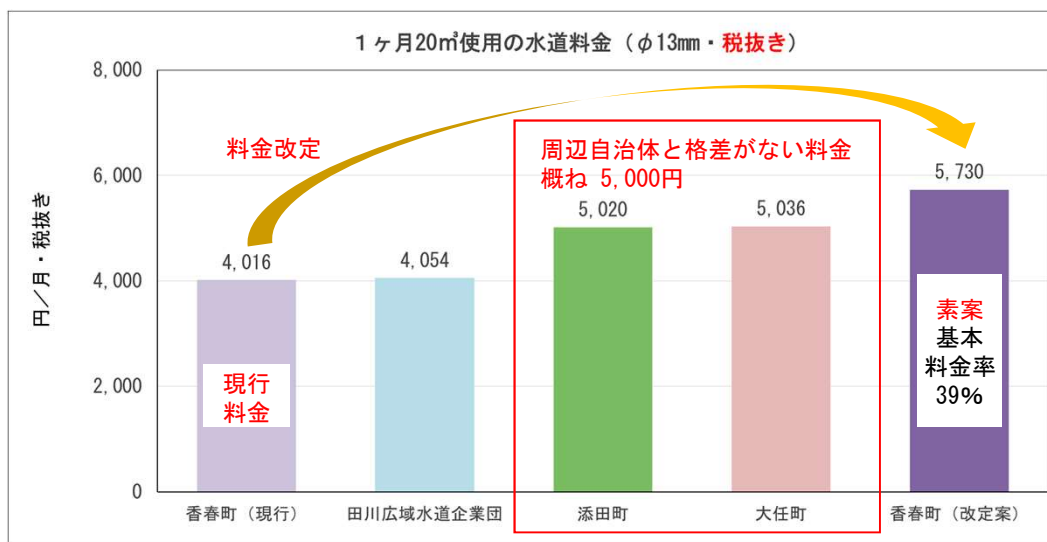
基本料金（口径13mm）1,730円／月 + 従量料金 200円／ m^3 （一律）×使用水量（ m^3 ）
 1ヶ月 20m^3 ：1,730円+200円× $20\text{m}^3=5,730\text{円}$
 1ヶ月 5m^3 ：1,730円+200円× $5\text{m}^3=2,730\text{円}$

20

3 料金体系及び基本料金率

3-2 田川市郡との料金比較（1ヶ月20㎡使用の場合）

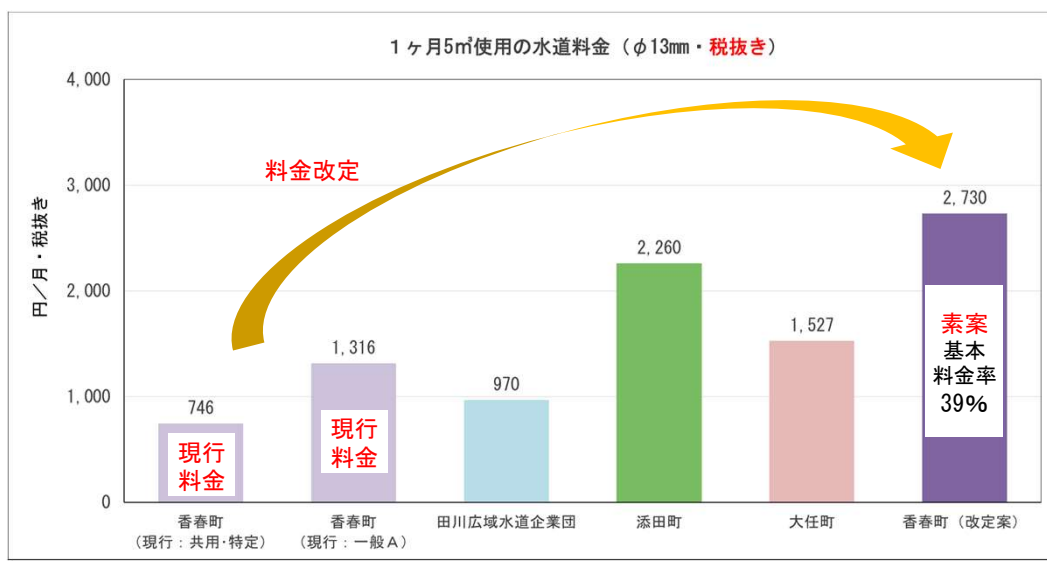
1ヶ月20㎡使用料金（**税抜き**）を他都市と比較すると、次のとおりです。



3 料金体系及び基本料金率

3-2 田川市郡との料金比較（1ヶ月5㎡使用の場合）

1ヶ月5㎡使用料金（**税抜き**）を他都市と比較すると、次のとおりです。



4

総括

4－1 今後の進め方

25

4 総括

4－1 今後の進め方

本日ご審議いただいた内容を踏まえ、次回委員会では料金改定の基本方針（案）をお示しします。

第2回 (本日)	料金算定の仕組みの共有 改定料金（案）の比較・審議
第3回 (令和8年11月中旬)	料金改定の基本方針（案） 改定シミュレーション・ケースの絞り込み
第4回 (令和9年1月中旬)	第1回～3回のまとめ 意見書（案）の審議・決定

注）委員会の開催時期や内容は、進捗状況等により変更になる可能性があります。

26